

大津市立小松小学校学校運営協議会会則

(趣旨)

第1条 本会則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5及び大津市学校運営協議会規則（教育委員会規則第3号）に基づき、大津市教育委員会が学校運営協議会を設置する学校として指定した大津市立小松小学校に設置される大津市立小松小学校学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は学校の円滑な運営を図るため学校に対して意見や助言を行い、学校が地域、保護者とともに、より一層の開かれた学校、信頼される学校づくりの推進に努めることを目的とする。

(委員の構成)

第3条 協議会は、規則に基づき、大津市教育委員会が任命した委員で組織する。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という）の定数は15名の範囲内とする。
- 3 委員の内訳は以下のように定める。
 - ・通学区域内の住民の代表
 - ・学識経験者
 - ・社会教育に携わる方の代表
 - ・保護者代表
 - ・その他 校区内の学校園の代表等、協議会が適当と認める者
- 4 委員は校長が教育委員会に推薦する。
- 5 協議会には、委員長1人副委員長1人を置く。委員長、副委員長は第1回協議会にて、委員の合議により選出する。
- 6 委員長は、協議会の議事を運営する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠席の場合は議事を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再選を妨げない。

- 2 委員の欠員により新たに任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の役割)

第5条 委員は、校長が示す学校運営の基本方針や教育課程の編成等について説明を聞き、意見を述べ、承認を行う。

- 2 学校運営に関して、教育委員会や校長に対して意見を述べる。

- 3 年度末には学校評価委員による学校評価の結果の報告を受け、承認する。
- 4 学校づくり、地域づくり等よりよい学校組織づくりについて、教育委員会に対して意見を述べる。

(顧問及び特別顧問の設置)

第6条 学校長の推薦と協議会の承認により、協議会に地域有識者からなる顧問及び法律や福祉など特別な経験を有する者を特別顧問として置くことができる。

(顧問及び特別顧問の役割)

第7条 顧問及び特別顧問は協議会の求めに応じて会議に出席し助言を行う。

(学校支援コミュニティ)

第8条 学校・地域・保護者とが目標を共有し、育てたい子ども像に向かうため、学校支援コミュニティを組織する。

- 2 豊かな体験活動を推進する<学習コミュニティ>と地域とともに子どもの健やかな育ちを支える<地域コミュニティ>を組織する。
- 3 その他必要に応じてコミュニティを組織する。

(地域コーディネーター)

第9条 協議会の円滑な運営を図るため、地域コーディネーター（以下「コーディネーター」という）を配置する。

- 2 コーディネーターは地域住民から選出する。
- 3 コーディネーターは協議会の委員を兼ねる。

(事務局)

第10条 事務局は小松小学校内に置く。

- 2 事務局員は、校長・教頭・教務主任が努める。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。